

京都市地域リハビリテーション推進センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和5年12月15日

京都市長 門川大作

京都市規則第64号

京都市地域リハビリテーション推進センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市地域リハビリテーション推進センター条例の一部を改正する条例（令和5年11月13日京都市条例第23号）の施行期日は、令和6年1月1日とする。

（保健福祉局地域リハビリテーション推進センター）